

教 総 第 1278 号
教 教 第 1870 号
令和 3 年 9 月 14 日

各 課 長
各 地 方 機 関 の 長
各 教 育 機 関 の 長
各 県 立 学 校 長

様

教 育 長

夏季休暇の取得期間の特例について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応による業務量の増加を踏まえ、夏季休暇の取得期間にかかる特例措置の実施について、通知します。

改正内容については、職員に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いします。

各教育事務所にあっては、管内各市町組合教育委員会に対し、このことを通知願います。

記

1 特例措置

夏季休暇の取得期間を、令和 3 年においても、5 月から 10 月までの期間内とする。

2 対象者への周知について

各所属長にあっては、職員の計画的な休暇取得を推進するため、特に対象者に対して、周知徹底を図ること。